

令和9年度 国分寺市芸術文化振興事業補助金 応募の手引

芸術文化振興事業補助金とは…

皆さんが行っている芸術文化活動で、市民の交流を深め、国分寺市の活性化を図りませんか？国分寺市はこのような事業に対して補助金を交付し、芸術文化振興事業を担う団体の育成をめざしています。



募集
期間

< 事業実施期間 令和9年4月1日～令和10年2月29日 >

令和8年 **9月1日(火)～9月30日(水)**

受付時間 平日 9:00～16:30 まで (12:00～13:00 を除く)

受付場所・お問合せ

国分寺市役所 1階 文化課

☎ 042-312-8610

✉ bunkashinkou@city.kokubunji.tokyo.jp

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18



この手引は文化課、いずみホール、各公民館・地域センター等で配布しています。
また、左の二次元コードを読み取り、市のホームページ（ページ番号：1015423）からダウンロードすることもできます。

も く じ

1. 補助金交付の対象となる事業	1
2. 補助金交付の対象となる団体	1
3. 補助金交付のながれ	2
4. 補助金の対象となる経費	3
5. 交付される補助金額	4
6. 補助金交付決定後に事業内容等を変更する場合	4
7. 補助金の交付決定が取り消される場合	4
8. 問合せ先	4
9. 令和9年度 芸術文化振興事業補助金 Q&A	5

(参考) これまで対象となった事業例

事業名	事業目的・概要	実施年度
国分寺の子どもたちと『ぼくらの武蔵国分寺!』[オペレッタ]をつくりあげるための連続講座	児童合唱団チームを中心として、国分寺の子どもたちと市民が郷土の文化的な魅力を発信するプロジェクトを実施する。市民がつながり、国分寺の文化的な魅力をひろめることを目的とする。ワークショップを経て発表を行う。	令和6年度 令和7年度
吹奏楽講習会と「市の歌」の普及推進	小・中学生など初心者を中心に吹奏楽の講習会を開催する。講習で「市の歌」を活用し、地域に愛着をもって芸術文化活動をする仲間を増やし交流する。また、「市の歌」の普及活動を通じて「歴史と文化のまち国分寺」の魅力を伝えていく。	令和6年度 令和7年度 令和8年度
ひかりアートサロン	国分寺市でアートを通じた多世代交流コミュニティを築く。VTS鑑賞によるアートを介して高齢者と交流し、文化芸術に親しむ場を提供するとともに、VTSアートコミュニケーターを育成し、そのコミュニティを構築することで、国分寺市の文化芸術振興を図る。	令和8年度
KOKUBUNJI MUSIC GARDEN 音楽会	国分寺市の子どもや子育て世帯を対象に、誰もが気軽に参加できる音楽ワークショップと演奏会を開催する。市のシンボル「市の歌」を軸に、歌詞カード配布や全体合唱を通じて、音楽の楽しさや魅力を体感できる場を提供し、地域愛を育み、音楽体験の裾野を広げる機会を創出する。	令和8年度

1. 補助金交付の対象となる事業

団体が市民を対象に行う**芸術文化振興事業**（注）で、次のようなものが対象となります。

- ① 人のつながりが深まり、コミュニケーションが活発になることが期待できる事業
- ② 事業の効果が多くの市民に広がることが期待できる事業
- ③ 市の特徴を生かし、多くの市民が自らの住むまちに愛着を持てるようになることが期待できる事業

注）芸術文化振興事業の対象となる主な分野

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術、他

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋、その他の国民的娯楽

※第3次国分寺市文化振興計画における文化芸術の主な対象に基づき、上記に例示されていない分野についても対象とします。

❗ 次のような団体や事業は 対象になりません

- ① 営利を目的としたもの
- ② 宗教の教義の布教等を目的としたもの
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とするもの
- ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者、または政党を推薦、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの
- ⑤ 公的機関等の組織に事務局を置いている団体、または公的機関等が設立した団体
- ⑥ 公的機関等から活動財源の2分の1以上の補助・寄附等を受けている団体
- ⑦ 他から補助または委託を受けて実施される事業
- ⑧ 既に芸術文化振興事業補助金の交付を受けている事業

※当該事業が年度内に完了せず複数年度にわたるとき、または当該事業を複数年度にわたり継続して実施するときは、連続する3年度の間は対象となります。

- ⑨ その他市長が適当でないと認める事業

2. 補助金交付の対象となる団体

令和8年9月30日以前に、市内での活動実績が 1年程度 あり、おおむね 5人以上 でその活動を行っている団体。

※個人での活動や発表会は、対象になりません。

3. 補助金交付のながれ ★印は、申請団体の手続等が必要な項目です。

★申請書類提出 提出期限 令和8年9月1日(火)～9月30日(水) ※受付時間：平日9:00～16:30まで ※12:00～13:00を除く 提出場所 国分寺市文化課（市役所1階） ※窓口で15分ほどヒアリングを行います。	下記書類を直接、文化課（国分寺市役所1階）へ提出してください。 ① 申請書（様式第1号） ② 企画書（様式第2号） ③ 団体の直近の収支予算書 ④ 定款、規約または会則等 ⑤ 団体の役員構成（名簿） ⑥ 活動報告書等過去の活動実績がわかるもの
書類審査	提出された書類が、市の規則の要件等を満たしているか審査します。
★審査会(審査プレゼンテーション) 令和8年11月8日（日）	審査会にて、実施する事業について公開プレゼンテーションで説明していただきます。
補助金の交付・不交付決定 令和8年12月頃予定	審査会の結果、交付団体と補助金の交付予定額を決定します。 ※交付決定については、予算の範囲内で審査点数の高いものから順に交付します。
事業の実施 令和9年4月1日（木）～ 令和10年2月29日（火）	・ 事業内容や対象経費の配分等を変更する場合には、事前に変更届の提出が必要となります。 ・ 市報への掲載を希望する場合は、文化課を通じて申請を行う必要がありますので相談ください。 ・ 補助金がないと実施できない場合は、予定される補助金額の2分の1を限度として前払いが認められることがあります。
【事業終了後】	
★報告書類提出	事業終了後、下記書類を文化課へ速やかに提出ください。 ① 実績報告書（様式第6号） ② 実施事業に関するアンケートの集計結果 ③ 事業の実施概要がわかるもの（パンフレット、プログラム、写真等） ④ 補助の対象となる経費の領収書
補助金額の確定と交付	補助金額を確定して交付します。
※ただし、前払い金が交付されている場合は、その額を控除した額となります。	
★審査会(評価プレゼンテーション) 令和10年3月頃予定	審査会にて、実施した事業について公開プレゼンテーションで説明していただきます。

4. 補助金の対象となる経費

区 分	対象経費
謝 金	講座講師・講演会講師・協力者・指導者謝金（1人1日10万円を上限） ※交通費は対象外 ※基本的には市の「講師謝礼基準」に準じてください
会場・舞台費	会場使用料（練習、企画会議に使用したときは、本番前6か月以内の費用のみ対象）、舞台大道具・小道具使用料（会場備付け楽器を含む）、音響・照明費、会場案内用看板制作費
使用料	機材等の借用料、楽器借用料、楽譜借用料、著作権料
設置運搬費	専門業者等でないと運搬できない対象事業に必要な楽器・作品等の運搬費及び設置費
印刷製本費	プログラム、ポスター、パンフレット、案内状、入場券等の印刷製本費、写真現像代
通信費	ポスター、パンフレット、案内状等の郵送費
消耗品費	プログラム、ポスター、パンフレット、案内状、入場券等の印刷に使う用紙、インク代 ※参加者が持ち帰る成果品や、参加に当たり飲食するものは対象外 （例：いけばな教室の材料、茶道教室のお茶、お茶菓子等）
保険料	参加者の事故に対する保険料 ※対象団体の運営上加入している保険は対象外

❗ 次のような経費は補助の 対象になりません

- ① 本番の6か月より前に行った練習・企画会議での会場使用料
- ② 団体の事務所等の賃借料、保証金、敷金および光熱水費等
- ③ 団体の人件費
- ④ 事業終了後も継続的に使用できる備品類等（パソコンやプリンタ、裁断機等のほか、カッターやはさみ等）の購入費
- ⑤ 事業終了後に参加者が持ち帰りできるものとその材料費、食べ物・飲み物等
- ⑥ 変更申請の承認前に支払った経費（事前に承認を受けていない経費）
- ⑦ 銀行等の振込手数料
- ⑧ その他適当でないと認められるもの

5. 交付される補助金額

補助金は、1事業につき50万円を限度で交付し、以下の割合で算出します（1,000円未満の端数は切り捨て）。当該事業が年度内に完了せず複数年度にわたるとき、または当該事業を複数年度にわたり継続して実施するときは、連続する3年度の間は申請できます。

- ① 初めて補助金の交付を受ける事業については、対象となる経費の3分の2まで
- ② 2年目、3年目については、対象となる経費の2分の1まで

※ただし、入場料や参加費等、その事業に係る収入と補助金の額との合計が、対象となる経費の総額を超える場合は、その超える額を補助金から差し引きます。

6. 補助金交付決定後に事業内容等を変更する場合

事業の目的を達成するために、計画内容や対策経費の配分を変更する必要がある場合は、変更の承認が必要となります。必ず事前に市（文化課）に相談ください。

※団体名、役員の構成、事務所等の所在地、定款等、直近の収支予算書等、申請時に提出いただいた内容に変更があったときも、届出が必要です。

7. 補助金の交付決定が取り消される場合

補助金の交付を決定した後に、その事業を実施しなかった、あるいは申請した内容と異なる事業を行なった場合等には、補助金の交付決定が取り消されます。

※既に補助金が交付されている場合には、返還していただきます。

8. 問合せ先

ご不明な点やご質問は、市民部 文化課 文化振興担当までお問い合わせください。

【電 話】042-312-8610

【受付時間】平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和9年度 芸術文化振興事業補助金 Q&A

Q1 団体内部の人間が講師を務める場合の謝金は補助金の対象となりますか。

A1 「応募の手引」3ページ「!③団体の人件費」にあたるため、補助の対象外です。

Q2 事業プログラムの一環で飲食をしますが、その費用は補助金の対象となりますか。

A2 「応募の手引」3ページ「!⑤事業終了後に参加者が持ち帰りできるものとその材料費、食べ物、飲み物等」にあたるため、補助の対象になりません。参加にあたり飲食するものは対象外です。

Q3 事業プログラムの一環でワークショップを実施しますが、その材料等の費用は補助金の対象となりますか。

A3 「応募の手引」3ページ「!⑤事業終了後に参加者が持ち帰りできるものとその材料費、食べ物、飲み物等」にあたるため、補助の対象になりません。参加者が持ち帰る成果品は対象外です。

Q4 団体の規模が小さく、会則がない場合はどうすればよいですか。

A4 補助金交付申請のためには定款、規約または会則等の提出が必要です。新規で作成が必要な場合はお問合せください。

Q5 団体の役員構成（名簿）には何を書けばよいですか。

A5 既に名簿がある場合はそのままご提出いただいて構いません。役員構成（名簿）がない場合は、最低限の情報として肩書と名前を書いて提出してください。審査会の際は、肩書と名前は代表と副代表のみ残し、他の個人情報には黒塗りをして、審査にあたります。

Q6 今年度の団体の活動予定が決まっていないため、企画書や収支予算書に詳細に記入することができません。

A6 補助金交付申請のためには団体の直近の収支予算書の提出が必要です。詳細な日程が確定していない場合は、令和9年●月頃など大まかな開催予定とその概要を記入してください。ただし、事業内容の変更や、提出した収支予算書の対象経費の配分を変更するとき（変更額が対象経費の3割以上の場合）は、変更申請書の提出が必要となります。

Q7 補助金交付決定後に事業内容を大きく変えて実施してもよいですか。

A7 申請の内容と著しく異なった事業を行ったとき、又は著しく異なった事業を行うことが明らかなきは、補助金交付は取り消されます。

Q8 補助金はいつ支払われますか。

A8 事業終了後、報告書を提出していただきます。その後、補助金額を確定して交付します。ただし、補助金がないと事業が実施できない場合は、予定される補助金額の2分の1を限度として前払いが認められることがあります。

Q9 様式2号「事業の目的」や「期待される効果」はどのように書けばよいですか。

A9 補助金の交付の対象となる事業は、対象団体が市民を対象に行う芸術文化振興事業です。詳しくは「応募の手引」1ページ「1. 補助金交付の対象となる事業」をご確認いただき、その内容に合った目的や効果をご記入ください。

Q10 提出する報告書類に「実施事業に関するアンケートの集計結果」とありますが、アンケート実施は必須でしょうか。また、アンケートの書式や方法は定められていますか。

A10 アンケートは、参加者の満足度や意見を数値・言語で可視化し、事業の効果と改善の根拠となる資料です。補助金額を確定する審査会（評価プレゼンテーション）において重要な資料となりますので、必ず実施してください。なお、アンケート書式や方法に定めはありませんが、今後の活動の参考となるよう、各団体で適切な回答項目を設定したうえで、補助対象となるすべての活動において忘れずに取り組んでください。

Q11 審査会のプレゼンテーションの時、講師や知り合いを立ち会わせてもよいですか。

A11 審査会のプレゼンテーションは団体の発表・審査の場ですので、ご提出いただいた役員名簿に記載されていない方の立ち会いはお断りします。

Q12 他の団体のプレゼンテーションは傍聴できますか。

A12 審査を公平に進めるためにも、同じ年度の補助金申請に応募している他団体のプレゼンテーションは傍聴できません。

Q13 本番の6か月以内に練習のために会場を使用したのですが、事業実施期間前のものは補助金の対象となりますか。

A13 事業実施期間前の会場使用料は認められません。ただし、事業実施期間に会場を使用するために事前に支払った使用料は、補助の対象になります。



芸術文化振興事業を担う団体の育成と
市民交流やまちの活性化を目的とした補助金です